

区長への主なご意見・回答

内容から個人が特定されるものは除いてあります。

区からの回答は当時のものです。現在とは異なる場合があります。

【問合せ】 すぐやる課 電話03-5654-8448（直通）

◆ ごみ出しルールについて 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

先日、区外から引っ越してきました。

近くには古い家が多く、お年寄りの方はごみも少ないみたいです。また、二家庭で一つゴミの集積所登録をしているらしく、ゴミの日にはかなりの数の青いネットが家の周りにある状態です。

そのため、ゴミのルールについて、とても厳しい方もいます。それはいいです。しかし、三袋ルールのため、日頃の生活ゴミでいっぱいになってしまい、引っ越しゴミがいつまで立ってもなくなりません。

それ以上のゴミは有料、300円は少し高すぎます。せめて事前に連絡が必要なかだけとか、一袋10円くらいにするとか、燃えるゴミは自己搬入受け入れるとかをしてほしいです。

この三袋ルールは、お年寄りがはばかりだけで、ゴミの出る子育て世代にはきついルールだと思います。もっと子育てしやすい街にしてほしいです。近隣の区には出すゴミなんて制限ないところもあります。ぜひ、早急に改善をお願いしたいです。

まとめると、

- ゴミ三袋ルールをなくしてほしい
- 多すぎるゴミを少ない負担で出せるようにしてほしい

【回答】

ごみの排出に対するご意見について、回答させていただきます。

東京23区では、環境負荷の低減や地球温暖化対策として、3R活動（リデュース・リユース・リサイクル）を積極的に進めています。また、23区のごみ最終処分場がひっ迫していて、近い将来使用できなくなるという大きな課題を抱えていることから、本区でも同様に3R活動に取り組む中で、区民1人の方が出すごみの減量（リデュース）をお願いしているところです。

こうしたことから、本区では1家庭で1度に出せる量を45Lで3袋までと定めております。実際にこのルールを実施してからごみの減量は進んでおり、平成15年度と令和4年度を比較すると約半減してきております。

そうした取り組みの中で住民負担の取り決めとして、条例の定めによって、1日に出す量が45Lで3袋を超える場合は、臨時ごみとして、廃棄物処理手数料を徴収することになっています。以下条例になります。（一部抜粋）

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例第51条「家庭廃棄物の収集及び運搬をするときは、1日平均10kgを超える量の家庭廃棄物を排出する占有

者又は粗大ごみその他家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から廃棄物処理手数料を徴収する。」

しかし、実際にはごみの重さを測って排出することも、収集することも難しいため、具体的なイメージが付きやすいように 10kg 相当を 45L で 3 袋までという表現を本区では使っています。

また、臨時ごみ料金については、23 区で定めている事業系一般廃棄物の有料ごみ処理券料金（45L・1 袋あたり 391 円）を参考にして、端数切り捨てで 300 円に設定しております。

この料金体系とシステムは東京 23 区全体で決まっておりますので、本区だけで変更することが出来ないのが現状です。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【担当】 清掃事務所

◆ 教育用タブレットについて 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

小学生の子どもをもつ保護者です。一人一台タブレットありがとうございます。ただ、ほぼ全ての家庭でタブレットの子どもの悪用や使いすぎが目立ちます。子ども自身のタブレットに使いすぎ設定機能をつけていますが、子どもが触らせないのでほぼ機能していません。

最近のスマホのように、保護者の見守り設定が保護者のスマホでできるようにしてもらえませんか？導入に費用がかかりますが、今後の子どもたちの教育への大きな投資になります。

使用時間の設定時間、何のアプリをどれだけ使っているか？使いすぎた場合、使用中止にするなど、アプリを利用して子どもをタブレット依存から守りたいです。

【回答】 回答不要

【担当】 教育指導課

◆ 男性向けHPVワクチンについて 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

葛飾区では、男性のHPVワクチン接種費用の助成が開始されると聞きました。詳細が知りたいのでホームページで詳細を公表してください。

【回答】 回答不要

【参考】

当意見は4月上旬に寄せられたものです。現在は以下リンク先にて公表されています。

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1000050/1001800/1035218>

【担当】 保健予防課

◆ 保育園での午睡について 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

公立保育園幼児クラスの午睡について

3歳児クラスからお昼寝をする、しないを柔軟的に対応してほしい。保護者にアンケートをとり、する、しないを決めていただきたい。

幼児クラスになり、体力がつき、お昼寝をしてしまうと夜寝る時間が遅くなってしまいます。寝る時間が遅くなると、朝、なかなか起きられないなど悪循環です。私は、小学校入学に向けて早寝早起きを身につけさせたいと考えています。

小学校入学前の数ヶ月のみお昼寝をなくしても、あまり意味がありません。3歳児クラスからの3年間を通して、早寝早起きのために、個に合った対応をお願いしたいです。

【回答】

公立保育園幼児クラスの午睡に関するご意見についてお答えいたします。保育園での子どもたちの午睡の必要性や取得すべき時間等には、様々な考え方があるものと認識しております。

葛飾区の公立保育園では、子どもたちが遊び・食事・休息といった毎日の活動を同じリズムで過ごせるように工夫することにより、基本的な生活習慣を身に付けることを目標の一つとして保育の実践に努めております。その中で、午睡につきましても、保育園で長時間過ごす子どもたちが、たくさんの遊びや集団生活による疲れ・緊張を緩和するために設けております。

そのため、保護者の方からのご相談をいただいた際は、集団保育の中で出来る限りの個別対応をさせていただいておりますので、通われている保育園まで、お問い合わせください。

なお、現在、公立保育園では5歳児クラスのみ、小学校の生活リズムに慣れていけるよう、就学まで一定の期間を設けて午睡の時間を徐々に減らしております。

今後も、皆様のご意見や保育に関する様々な資料などを参考に、子どもたちの健やかな育ちに資する保育の質の向上に努めてまいります。引き続き、保育園運営のご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

【担当】 保育課

◆ 水元公園のカラストラップについて 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

水元公園のカラストラップについて SNS で知りました。なぜ捕獲するのでしょうか。被害が多いのでしょうか。何か所にあるそうですが可哀そうなので撤去してほしいです。

【回答】

ご意見をいただきました水元公園のカラストラップについてお答えいたします。

水元公園については東京都が管理する公園のため、区から東京都へ内容をお伝えいたしました。

なお、お手数をお掛けして申し訳ありませんが、当該案件について確認が必要な場合は、下記東京都の担当部署へお問合わせいただければ幸いです。

(依頼先担当部署)

水元公園サービスセンター 電話：03-3607-8321

【担当】調整課

◆ 葛飾納涼花火大会の雨天時対応について 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

葛飾区花火大会が、荒天の場合に翌日順延ではなく、中止となるように変わってしまっていました。荒天だと翌日も土手が濡れたりして使えないから延期も不可能ということなのではないでしょうか？場合によっては順延にすることもあり得るのでしょうか？

【回答】

葛飾納涼花火大会のご意見についてお答えいたします。

荒天の場合の花火大会の実施可否に関しましては、昨年度より翌日順延ではなく、中止とさせていただきます。その大きな理由は、以下の2点です。

①当日の大規模な交通規制および警備体制を翌日も維持することが困難であるため。

特に花火大会においては警備・消防等の関係機関をはじめ、大変多くの方に従事いただくため、順延日も含めた人の確保は難しい状況です。

②一度引き上げてしまった花火玉の再設置が時間と費用面において困難であるため。

例年たくさんのお客様にご来場いただいております。関係機関からも安全な大会の運営を強く求められております。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

【担当】 観光課

◆ 西水元水辺の公園のバスケットボール用ゴールについて

令和6年4月～6月受付

【ご意見】

西水元エリアにある水辺の公園グラウンドに設置してあるバスケットゴールを上の方へ移動させて欲しいのとバスケットコートグラウンドとは別に設置して欲しいです。バスケットをしたい子供たちは、グラウンドで野球がやっていると使用できないのでかわいそうです。なんとかありませんでしょうか？

【回答】

西水元水辺の公園にあるバスケットゴールに関するご要望について、回答します。

西水元水辺の公園は、設計の段階で地元の方々と話し合ったうえで整備した公園であり、当時の話し合いの中でも、多目的運動場内に設置するバスケットゴールの位置について、野球などの利用と交錯しないよう、野球利用時のファールラインから約3m離して設置した経緯がございます。

一方で、今回頂きましたご意見のとおり、多目的運動場で実際に野球の試合をしている時、バスケットゴールが使いにくい状況であることも想定されます。このことから、当時の地元の方々の話し合いの内容や現地の利用時の安全性、公園内の他の場所にバスケットゴールの移設先などがあるかなど現地状況を確認いたします。

なお、仮にバスケットゴールを移設することになった場合でも、当公園は河川敷であることから河川管理者である国との協議および許可が必要となり、時間を要してしまうことについてご了承いただきたく存じます。

次に、バスケットコートの設置については、一定規模のスペースの確保やコート専用の舗装、ボールをコート外に出さないためのフェンスの設置など、公園内を大きく改修する必要があります。今のところ、バスケットコートを整備する計画はありませんが、今後のバスケットボール需要などを注視し、当公園にバスケットコートを整備する必要性が出てきましたら、検討してまいります。

【担当】公園課

◆ EV専用駐車場の整備について 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

今時、ガソリン車等の自動車が増える一方、EV専用駐車場の整備が遅れている。例えば、区内でいうと柴又帝釈天近くの旧川甚跡の駐車場を整備し、利用時間を土曜・日曜・祝日、利用料金を普通駐車場の倍にし、帝釈天山門内参道での飲食店や売店にて割引サービス券等を発行してはどうですか。つまりは参拝中や参道内で飲食・散策中に充電ということです。区内をはじめ、都立の施設、例えば都立公園にてEV専用駐車場があればEV車も増えると思います。

【回答】

1 EV専用駐車場の整備について

EV専用駐車場の整備についてのご意見についてお答えいたします。

ご意見にありますとおり、電気自動車の普及には電気自動車用充電設備の整備が極めて重要となります。

そのため、東京都は都有施設に電気自動車用の充電設備の設置を順次進めています。本区では、現時点では区有施設における電気自動車用充電設備の整備は行っておりませんが、区民の皆様や事業者に対し充電設備の設置の際にかかる費用の一部を助成することで、充電設備の更なる普及に取り組んでいるところです。

今後も引き続き東京都と連携しながら、電気自動車の普及に取り組んでまいります。

2 川甚跡地について

川甚跡地におけるEV専用駐車場の整備につきまして、ご提案をいただきありがとうございます。

川甚跡地につきましては、学識経験者や地元の方々による会議体を組織し、観光拠点施設としての活用方法の検討を進めてきました。

本会議体では、本観光拠点施設に求められることの1つとして、重要文化的景観に選定された葛飾柴又の持続的発展に寄与することが望ましいとされ、川甚跡地への駐車場整備は江戸川土手や周囲への景観配慮から望ましくなく、屋外空間としては自然を感じながら憩える場や様々なイベント活用が可能となる整備を求める方向性が示されております。そのため、申し訳ございませんが川甚跡地へのEV専用駐車場を整備する予定はございません。

本観光拠点施設の整備によって、観光地柴又のさらなる活性化を図り、地元商店街や近隣の観光施設との連携を高め、柴又及び区内への回遊効果を向上させていきたいと考えております。

【担当】環境課・観光課

◆ かつしかシンフォニーヒルズの花壇について 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

シンフォニーヒルズに行った折に気づいたことですが、別館周辺花壇の植木がほとんど枯死したまま放置状態で、驚きました。

「文化芸術の殿堂」、「区民の交流」、「国内・国際の交流」を謳い文句にした文化会館がこんな殺伐とした環境では、「葛飾区の文化なんて、この程度か」と、訪ねたひとの失笑を買うことでしょう。

この惨憺たる風景を見て、区民のひとりとして泣きたくなりました。文化施設指定管理者には、周辺環境まで契約内容に含まれていないのかわかりませんが、担当部署は地域振興部文化国際課だと思います。

環境課の「緑と花の町推進担当」のおちからをお借りして、周辺を「花いっぱい」にされることをお願いしたいと思います。

【回答】

「かつしかシンフォニーヒルズ別館周辺花壇の植栽管理」についてお答えいたします。

この度は、かつしかシンフォニーヒルズにお越しいただいた際、植栽が枯死したままであったことで、残念なお気持ちにさせていただきましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

枯死した植栽は、早々に撤去するよう文化施設指定管理者に申し伝えいたしました。また、今回のご意見を踏まえ、現在の状況や課題を文化国際課と環境課で共有したところでございます。今後、「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づき、指定管理業務の中で緑化の推進や継続的な維持管理ができるよう、文化国際課、環境課及び文化施設指定管理者で引き続き協議・協力してまいります。

【その後の対応】

葛飾区文化施設指定管理者は、ご意見及び文化国際課からの指摘を受け、該当の植栽及び美観を損なう植栽を撤去いたしました。その後、植栽管理業務のうち剪定作業を委託している区内造園業者と協議し、改善策の提案を受けたところでございます。

現在、文化国際課では指定管理者から提案に関する報告を受けたところであり、内容の精査及び整備の進め方については、引き続き協議していく予定です。

【担当】文化国際課

◆ 既存エレベーター耐震化支援制度について 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

国が制度を拡大している既存エレベーターの耐震化支援制度について、葛飾区では導入検討は行っていないのでしょうか。

検討未着手なら、区内の既存不適格エレベーターの数の把握状況と共に、区としての本件に対する考え方について教えて欲しい。

【回答】

この度は、貴重なご意見をいただき御礼申し上げます。ご質問いただきました既存エレベーターの耐震化支援制度の有無と既存不適格エレベーターの現状について回答いたします。

建物の所有者もしくは管理者は、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、定期的に、昇降機を「昇降機等検査員」等の資格者に検査させ、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられています。葛飾区では、適切な定期報告を所有者様・管理者様に呼びかけており、定期報告で要是正の報告があった場合は、所有者様・管理者様に対し改善指導書を送付し、速やかに改善するように指導しております。既存不適格の昇降機については、昇降機設置後に法律が施行されたため、現状違法な状態でないことから、所有者様・管理者様のご意思を踏まえ改善に取り組んでいただいております。

葛飾区内の既存不適格エレベーターの数のうち、平成21年の法改正で設置が義務付けられた地震時等管制運転装置が必要なエレベーターの台数は、区内全体で2,295台、そのうち改善済の台数は1,173台です。また、昇降路内及びピット内の耐震対策が必要なエレベーターの台数は、区内全体で2,608台、そのうち対策済の台数は966台です。

現状では、エレベーターの交換時に耐震化されているケースが多いと認識しており、耐震化支援制度の導入検討は行っておりませんが、早期に耐震化が実施されやすくなるよう、技術面やコスト面など耐震化に向けた課題の分析や促進策について調査・研究を進めてまいります。

【担当】 建築課

◆ 乳房ケアについて 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

今年度から乳房ケアの利用回数を増やしていただき、ありがとうございます。

昨年度、子どもを出産し、活用させていただきました。

対象が「葛飾区に住民登録がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん」となっておりますが、赤ちゃんが卒乳するのは一般的に1歳過ぎてからになりますため、「産後1年未満」の期限を「産後2年未満」など長くとってももらえませんか。

「産後1年未満」ですと、段階的に卒乳する方法や卒乳後の乳房トラブルを防ぐケアを助産師さんに相談できず、自己負担で相談することになります。

必要者のみの申請などでもよいので、ぜひ検討していただきたいです。よろしく願いいたします。

【回答】 回答不要

【参考】

乳房ケアは、母子保健法で定められた産婦さん（産後1年未満）の心身のケアや子育ての不安を軽減することを主な目的に行っています。そのため、授乳指導や育児のサポートなど、産後間もない時期から、個別のきめ細かい支援を実施しています。

1歳を過ぎての卒乳の方法やトラブルの予防に関するご相談は、各保健センターの助産師が随時面談などで行っております。ご希望の場合は、最寄りの保健センターへご連絡ください。

各保健センターで月1回実施している「育児相談」をご利用いただければ、卒乳の相談に加えて、お子様の身長体重の計測も行えます。ご予約の上、ご利用ください。

【担当】 青戸保健センター

◆ 児童館の BEYBLADE X の活用について 令和6年4月～6月受付

【ご意見】

児童館のベイブレードについて

タカラトミーから寄贈され、区内全児童館にベイブレードが設置されたという報せを見ました。

よく行っている近所の児童館ではやっている気配が無かったので、日時等を限定して出しているのかと思い、直接問い合わせたところ、「当児童館にはベイブレードはありません」とのことでした。

小学生の息子は、ごく近所の友達とベイをやるために、遠くの施設まで行っていますが、駅前の危ない場所も通るので、出来ればもっと近場で出来る場所があればと思っています。

また学校からも、子どもだけで学区外に行って遊ばないよという指導も受けているので、なるべく子どもだけで行かせないようにはしていますが、なかなか難しいです。

全児童館に設置されたはずのベイブレード、どうか活用して下さい。お願いいたします。

【回答】

児童館でのベイブレードの利用について回答いたします。

ご認識のとおり、株式会社タカラトミーから葛飾区内の児童館・子ども未来プラザへ BEYBLADE X (ベイブレードエックス) (以下、「ベイブレード」) の寄付がございました。お住まいの近くの児童館につきましても、同様に寄付がございましたが、同施設においてベイブレードの利用者が少ないことから、利用者が多い同地区の拠点施設にベイブレードを移動して使用しておりました。

しかしながら、近くの児童館でベイブレードで遊びたいという要望があることから、改めて各児童館へ配置することといたしました。

なお、現在児童館及び子ども未来プラザの利用ルールとして、お子様同士のトラブル防止の観点から自身の所持するおもちゃ等を持ち込んで遊ぶことを禁止しております。そのため、もしご希望の児童館にてベイブレードが使用可能になったとしても、ご自身のベイブレードを持ち込めないことはあらかじめご了承ください。

【担当】 子育て政策課